

## 公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(平成29年度の適用料金)

## 1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00060252
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00045237

## 2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
①平成28年度の各機能に係る電気通信番号数 (平成28年度末×12ヶ月) (台)	931,944	402,852
(a) 下記以外 (台)	676,440	402,852
(b) 特設公衆電話台数 (台)	255,504	0
②合算番号単価 (平成28年度末時点適用分) (円)	2	2
③各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a)+(b-2)) (円)	1,628,971	1,040,621
(a) (b)以外に係る負担金の額(①(a)×②) (円)	1,352,880	805,704
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額(①(b)×②) (円)	511,008	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 (b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。) (円)	276,091	234,917
④平成28年度の算定対象需要実績 (千時間)	751	639
⑤1秒当り料金額 (③/④) (円/秒)	0.00060252	0.00045237

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値